

平成 23 年 9 月

保護者の皆様へ

校外部活動における保険のご案内

我孫子市立久寺家中学校
校長 高橋 秀彦

拝啓

残暑の候、保護者の皆様におかれましては、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。
日頃より、本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、毎年校外部活動における交通傷害保険に加入しております。更新の時期を迎え、
下記の要領にて、契約を更新しましたので、ご案内申し上げます。

敬具

記

- 保険種類 交通傷害保険（補償内容は別紙参照）
- 補償対象者 生徒・保護者・教職員（臨時教員を含む）合計 500 名
一日における最高対象者数 50 名
- 補償対象日数 90 日（年間活動予定表の通り）
※土日を中心に加入していますが、全ての日ではないので、年間予定
表をご確認下さい。

<補償内容>一名につき

死亡・後遺障害	500 万円
入院日額	3,000 円
通院日額	2,000 円

ご注意点)

- 1、事故時に際し、原則として警察等に連絡し事故の届出が必要になります。
止む終えない理由で届出が出来なかった場合は、目撃者を特定していただきます。
- 2、当該活動以外の交通事故は補償対象になりません。
- 3、対象日に変更がある場合は事前にご連絡ください。

交通傷害の補償内容は？

補償対象者が万一急激かつ偶然な外来の交通事故によって身体に被った傷害（おケガ）に対して保険金をお支払いします。

- ① 運行中の交通乗用具（自動車、自転車他）との衝突・接触等の交通事故
- ② 運行中の交通乗用具自体の衝突・接触・火災・爆発等の事故
- ③ 乗客・入場客として改札口のある駅の構内にいる間における偶然の事故（駅構内の階段から転落し負傷など）
- ④ 道路通行中における、建物等の倒壊、破裂、爆発、建物からの落下、がけ崩れ、土砂崩れ
- ⑤ 建物または交通乗用具の火災

※ 以上の事故が地震・噴火・津波が原因で生じた際は保険金をお支払いできません。

交通乗用具とは？

- 軌道を有しない陸上の乗用具
自動車、オートバイ、自転車、身体障害者用車いす、乳母車、ベビーカー等（スケートボード、キックボードを除く）
- 軌道を有する陸上の乗用具
汽車、電車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェー、いす付リフト（遊園地等の遊技場で設置されるものを除く）
- 空の乗用具
航空機（飛行機、ヘリコプター等）
- 水上の乗用具
船舶（ヨット、モーターボートを含む）
- その他の乗用具
エレベーター、エスカレーター、動く歩道

ご不明な点がございましたら、何なりとお申し付けください。

以上

平成 23 年 9 月 2 日

年 間 活 動 予 定 表

回	月	日	回	月	日	回	月	日	回	月	日	回	月	日			
1	9	4	16	11	3	31		18	46		12	61		8	76		20
2		11	17		5	32		23	47		18	62		14	77		26
3		17	18		6	33		24	48		19	63		15	78		27
4		18	19		12	34		25	49		25	64		21	79	6	2
5		23	20		13	35	1	7	50		26	65		22	80		3
6		24	21		19	36		8	51	3	3	66		28	81		9
7	10	1	22		20	37		14	52		4	67		29	82		10
8		2	23		23	38		15	53		10	68		30	83		16
9		8	24		26	39		21	54		11	69	5	3	84		17
10		9	25		27	40		22	55		17	70		4	85		23
11		15	26	12	3	41		28	56		18	71		5	86		24
12		16	27		4	42		29	57		20	72		6	87		30
13		22	28		10	43	2	4	58		24	73		12	88	7	1
14		23	29		11	44		5	59		25	74		13	89		7
15		29	30		17	45		11	60	4	7	75		19	90		8